

○東京都市町村職員退職手当組合特別会計条例

(昭和42年4月1日
条例第4号)

改正 昭和42年 9月22日 条例第11号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、東京都市町村公平委員会（以下「委員会」という。）の事務の円滑な運営とその経理の適正を図るため、東京都市町村公平委員会共同設置規約第7条の規定に基づき、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、関係団体の負担金及び諸収入をもってその歳入とし、委員会の事務費及びその他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年9月22日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。